

児童虐待防止のためのＳＮＳ相談業務委託 企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、児童虐待防止のためのＳＮＳ相談業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた企画及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

児童虐待防止のためのＳＮＳ相談業務

(2) 事業目的

「児童虐待防止のためのＳＮＳ相談業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)

2のとおり。

(3) 業務内容

仕様書3から6のとおり。

(4) 事業費（委託上限額）

75,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) その他

ア 本業務は宮城県（以下「県」という。）と仙台市（以下「市」という。）が共同で実施するものであり、受注者は、(3)に示す仕様による総額のうち、共同実施することで県と市が共通に負担する「システム利用費」及び「業務管理費」を各2分の1の金額で、県及び市のそれぞれと契約するものとする。

【参考】

・県の事業費（委託上限額）…A ((4) 事業費（委託上限額）)

（システム利用費×1/2+業務管理費×1/2+その他費用）×1.1

・市の事業費…B

（システム利用費×1/2+業務管理費×1/2+その他費用）×1.1

・A+B=総事業費

※企画提案書の事業内容は、市分の広報内容を除いたすべての事業について記載するとともに、経費見積書については、県と契約する場合の見積額（上記Aの金額）を記載すること。

※市との契約に係る調達手続きについては、本調達手続き終了後に市において行う予定である。

※市との契約期間及び事業費については、別途市と調整が必要。

イ LINEアカウント（以下、「アカウント」という。）は県が取得する無償アカウント及び市が取得する有償アカウントをそれぞれ運用するものとする。

なお、アカウント運用経費は下記参考に示す総事業費には含めていない。（市が取得する有償アカウントの運用経費は別途市との契約に係る調達手続きに含まれる。）

ウ 委託業務の実施に関しては、契約候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約候補者で協議の上、決定する。また、実際の

業務内容や進め方についても、逐次県と協議して決定する。

3 個人情報保護

業務に従事する者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託期間が満了し、若しくは委託を取り消され、又はその職を退いた後においても同様とする。

4 応募資格

企画提案に応募できるのは、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- (4) この事業募集開始時から企画案提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (5) 児童虐待又は児童福祉（子どもの養育等）に関する相談事業の実績があること。
- (6) LINEヤフー株式会社による仕様の確認がされていること。
- (7) 政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）を満たす相談システム体制を有していること。

5 スケジュール

| | |
|------------------------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年1月23日（金） |
| (2) 質問提出期限 | 令和8年2月3日（火）午後5時まで |
| (3) 質問回答 | 令和8年2月5日（木） |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和8年2月10日（火） |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和8年2月17日（火）午後5時まで |
| (6) 企画提案内容の書面審査（3者を超える場合に限る） | 令和8年2月19日（木） |
| (7) 書面審査の結果通知（3者を超える場合に限る） | 令和8年2月25日（水） |
| (8) 選定委員会による審査 | 令和8年3月2日（月） |
| (9) 企画提案者への通知、結果公表 | 令和8年3月中旬 |
| (10) 見積合わせ | 令和8年3月中旬 |
| (11) 県との協議、委託業務の検討 | 令和8年3月下旬 |
| (12) 契約締結 | 令和8年3月下旬 |

6 質問の受付

(1) 提出期限

令和8年2月3日（火）午後5時まで（必着）

(2) 質問内容

質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

宛先：kodomoj@pref.miyagi.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問の受付後、令和8年2月5日（木）を目途に、全ての者に対して、電子メールにて連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問の内容によっては、回答しない場合もある。

7 参加表明書の提出

当公募型プロポーザルに参加する者は、参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和8年2月10日（火）

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

6 (2) に記載のとおり。

(5) 留意事項

参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式第3号）

イ 企画提案応募条件に係る誓約書（様式第4号）

ウ 企画提案書（任意様式）

エ 実績説明書（様式第5号）

オ 児童虐待又は児童福祉（子どもの養育等）に関する相談事業実績（任意様式）

カ 経費見積書

キ 直近の財務資料（貸借対照表・損益計算書）

(2) 提出期限

令和8年2月17日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。

提出先は6 (2) に記載のとおり。

(4) 提出データの記載事項等

- ア 企画提案書
別紙「企画提案書の構成」に従って提案内容を記載すること。
なお、A4横判で作成することとし、下部にページ番号を付すこと。
 - イ 実績説明書及び児童虐待又は児童福祉（子どもの養育等）に関する相談事業実績
これまで実施した業務を記載し、また、その内容が分かる資料（任意資料）を提出すること。実施又は受注数が多い場合は、年度が新しい8業務以内の記載及び資料を添付すること。
 - ウ 経費見積書
 - （ア）本事業に必要な経費（人件費など）は全て計上すること。
 - （イ）経費見積書は、企画案の審査を行う際の参考にするもので、契約締結の際は再度見積書の提出を求める。
- （5）その他
- ア 提出後の変更
提出されたデータは、原則として、提出後の差替え、変更及び取消しは認めない。
 - イ 取下げ
企画提案書の提出を取り下げる場合には、速やかに取下書（様式第6号）を提出すること。

9 業務委託候補者の選定

- （1）審査方法
- 児童虐待防止のためのSNS相談業務プロポーザル方式選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションについて総合的に審査し、最も優れていると認められる者を1者選定する。
- 審査に当たっては、評価委員が以下（4）審査基準及び配点」に基づいて審査し、各評価委員の合計点の平均が60点以上の者のうち、最高点を受けた評価委員数が最も多い者を契約候補者として決定する。
- 最高点を受けた評価委員数が最も多い者が2者以上いる場合は、総合得点が最も高い者を契約候補者として選定する。
- 提案者が1者の場合は、評価委員全員による評価を実施し、各評価委員の合計点の平均が60点以上の場合に限り、当該者を契約候補者として決定する。
- 審査項目毎に委員等の過半数が「劣る」と評価した項目が1つ以上ある場合には、契約候補者としないものとする。
- なお、提案者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書面審査を実施し、上位3者を選定する。
- （2）書面審査
- ア 実施日
令和8年2月19日（木）
 - イ 書面審査の実施方法
応募のあった企画提案書について、事務局により（4）「審査基準及び配点」に基づいて審査し、提案者の中から上位3者を選定する。
 - ウ 書面審査終了後は、令和8年2月25日（水）までに全ての企画提案者に審査

結果を通知する。

(3) プレゼンテーション審査

ア 実施日

令和8年3月2日（月） ※実施時間は別途連絡する。

イ 実施会場

宮城県自治会館202会議室（仙台市青葉区上杉一丁目2番3号）

ウ 実施方法

- ・1提案者当たりの持ち時間は25分程度（説明15分以内、質疑応答10分程度）とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。
- ・事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
- ・プレゼンテーションの会場には本県でプロジェクト又はモニター及びパソコンを用意するので、当該パソコンや事前に提出された企画提案書のデータを用いて、企画提案を分かりやすく説明すること。また、パソコンを持参してプレゼンテーションを実施することも可とする。

(4) 審査項目、審査基準及び配点

審査項目、審査基準及び配点は、以下のとおりとする。なお、審査基準による評価は「非常に優れている」から「劣る」までの5段階評価とする。

| 審査基準 | 配点 |
|---|-----|
| ア SNS相談の広報について、効果的な提案内容が示されているか。 | 30 |
| イ SNS相談を実施し、相談者への対応が迅速かつ効果的に行えるような体制・システムが構築されているか。 | 20 |
| ウ 事業の趣旨を十分に理解し、虐待や自死などが疑われる相談を含め、適切な方法での実施となっているか。 | 20 |
| エ 過去の業務実績から適切な業務遂行能力が認められるか。 | 10 |
| オ 個人情報や相談者のプライバシーに配慮した環境が整っているか。 | 10 |
| カ 必要な経費が適切に積算されているか。 | 10 |
| 計 | 100 |

(5) 審査結果の通知及び公表

委員会による審査の終了後、速やかに各企画提案者に対し選定結果を書面にて通知する。公表については、選定された候補者の名称、参加者の名称、得点等を子ども・家庭支援課ホームページにおいて公表する。ただし、選定された候補者以外は、個別の得点が特定できないよう配慮する。

なお、審査経過に関する質問には回答しない。

(6) 欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は意味が不明である場合
- イ 本募集要領及び仕様書に従っていない場合（書類上の軽微な誤りを除く。）
- ウ 同一の応募者が2以上の企画提案書を提出した場合
- エ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- オ その他企画提案者として適切でない行為をしたと委員会が判断した場合

（7）その他

- （1）により決定された者が辞退した場合は、（1）による総合得点が次点の者（各評価委員の合計点の平均が60点以上の者に限る。）を契約候補者として決定する。
業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がない場合は、再度企画提案を募集する。

10 契約の締結等

- （1）仕様書
実際に委託する仕様は、仕様書及び企画提案内容を踏まえ、県と契約候補者との協議の上、決定することとする。
- （2）契約締結
選定した契約候補者と別途見積合せを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結する。
- （3）契約期間
本件委託に係る契約期間（履行期限）は令和11年3月31日までとする。

11 その他

- （1）提出されたデータの一切は、原則として返却しない。
- （2）企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- （3）本業務により得られる成果は、全て県に帰属するものとする。
- （4）提出書類の情報開示
提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。
- （5）本業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続きを進めているものである。したがって、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約の解除を行う。

別紙

企画提案書の構成

企画提案書は次の1から3までの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。

1 表紙

「委託事業名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、電子メールアドレス）」を記載すること。
なお、企画提案者名は表紙にのみ記載すること。

2 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

3 本文

（1）組織・相談体制

組織全体及び当該業務の受託体制、業務従事者の配置予定人数、配置予定の業務責任者の業務経験・兼務業務内容、配置予定の相談員の資格及びその実務経験・貴社でのSNS相談の実務経験・兼務業務内容、従事者の雇用形態・勤務ローテーションの状況、研修予定・人材育成方針、苦情・トラブル発生時の対応など。

（2）実施準備

広報用のポスター及びチラシについての提案、その他効果的な広報手段についての提案、相談開始までのスケジュールなど。

（3）実施環境・運用

相談期間・時間及びSNS回線数についての提案内容、SNS相談に係る使用設備・システムの予定、相談内容の記録・整理・報告方法、情報セキュリティ・個人情報保護の取扱いなど。

（4）相談者への対応

想定している対応内容、混雑時の対処方法、虐待通告・その他緊急を要する相談への対応方法、関係機関との連携及びリスクアセスメント方法など。また、「子どもを叱りすぎてしまうという保護者からの相談」に対する模擬応答（10往復程度の簡潔な内容とする。）。

（5）業務の検証

相談業務の取りまとめ方法、業務の検証・課題の分析方法など。

（6）独自の業務提案

相談者へのサービス向上に向けた取組、相談者増に向けた工夫、LINEの機能等を活用した独自提案など。

（7）その他

その他アピールポイントなどがあれば記載すること。